平成29年度 労災疾病臨床研究事業

分担研究報告書

特定業務従事者健康診断の実施状況

研究分担者

伊藤　直人 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教

平成29年度労災疾病臨床研究事業

分担研究報告書

特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する

実態把握と課題解決のための調査研究

**特定業務従事者健康診断の実施状況**

研究分担者　 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教　伊藤　直人

研究要旨

【目的】特定業務従事者健康診断の対象業務は、労働安全衛生規則に定められている13の業務である。業務内容に関わらず定期健康診断と同じ項目であり、特殊健康診断との役割が明確になっていない。そこで、特定業務従事者健康診断の実施状況に関する調査を実施した。

【方法】　153名の産業医に対しWebアンケート調査を実施した。アンケート項目は、特定業務従事者健康診断の対象業務の有無、健康診断の実施状況とした。そのうち7名に対して、特定業務従事者健康診断の活用などについてインタビュー調査を実施した。

【結果】特定業務従事者健康診断の実施率は業務内容により様々であった。深夜業の実施率は94.7％であったが、特殊健康診断の対象にもなる業務では、特殊健康診断の実施率の方が高かった。特定業務従事者健康診断の主な実施理由は法令順守であり、事後措置等で積極的には活用していないという回答があった。

【考察】特定業務従事者健康診断の対象業務のなかで、当該業務に起因する健康障害に対する検査を健診項目として含んでいる健康診断は、事後措置で活用できるため、実施率が高くなったと考えられる。

研究協力者

吉田彩夏　　 （産業医科大学　産業医実務研修センター　修練医）

A. 研究目的

労働安全衛生法により、事業者は労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められている以下の13の業務に従事している労働者に対して、特定業務従事者健康診断を実施しなければならない。

・多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所に置ける業務(以下、暑熱業務)

・多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務（以下、寒冷業務）

・ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務（以下、放射線業務）

・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務(以下、粉じん業務)

・異常気圧下における業務（以下、異常気圧下業務）

・さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務（以下、振動業務）

・重量物の取り扱い等重激な業務(以下、重量物取扱い業務)

・ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務（以下、騒音業務）

・坑内における業務（以下、坑内業務）

・深夜業を含む業務（以下、深夜業業務）

・水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務（以下、有害物取扱い業務）

・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭酸、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（以下、有害ガス等業務）

・病原体によって汚染のおそれが著しい業務（以下、病原体取扱い病務）

・その他厚生労働大臣が定める業務

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して、健康保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、必要と認める時は適切な措置を講じることも求められている。しかし、特定業務従事者健診の項目は、業務内容に関わらず一般定期健診と同じであるため、特定業務従事者健診の結果に基づき、対象業務に起因する作業関連疾患の予防など適切な措置を講じることは容易ではない。

また、特定業務従事者健康診断の対象業務のなかで、放射線業務、粉じん業務などの業務では、特殊健康診断の実施が義務もしくは努力義務となっているが、特殊健康診断との役割が明確になっていない。

特定業務従事者健康診断の対象業務を規定した安全衛生規則が公布された1947年とは、労働者を取り巻く環境が大きく変化した。当時は、労働環境が現在よりも劣悪であったことから、総合的な身体的負荷の評価を目的とした対象業務や健診項目が設定された。しかし、特定の有害要因による健康影響が明らかになるにつれ、その早期発見を特殊健康診断が担うことが多くなり、労働環境の是正により特定業務従事者健診が果たす役割が減ってきている。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者への健康診断について対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示された。

そこで、特定業務従事者健康診断のあり方を検討するために、本研究では特定業務従事者健診の実施状況を確認した。

B. 研究方法

１．アンケート調査

　産業医経験3年以上の医師153名に対して、Webによるアンケート調査を実施した。調査項目は、特定業務従事者健診の対象となる業務の有無、対象業務がある場合は健康診断の実施状況（特定業務従事者健診の実施、特殊健診の実施、実施なし、から選択）、特定業務従事者健診を実施している場合はその基準（自由記載）とした。なお、同一労働者が複数の対象業務に従事していても、事後措置などを目的として健診を実施している業務のみ特定業務従事者健診を実施していることとした。

２．インタビュー調査

　特定業務従事者健康診断の事後措置における活用方法などを確認するため、特定業務従事者健診の対象業務のうち３つ以上あると回答した対象者のなかで、協力の得られた7名に対して個別にインタビュー調査を実施した。

本研究は、産業医科大学倫理委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

１．アンケート調査

　47名から有効回答を得た。37名が産業衛生学会専門医または指導資格を持ち、39名が7年以上の産業医経験を有していた。また、回答者の勤務する業種は製造業が35名と最多であった（表１）。

特定業務従事者健診の対象業務があると回答した人数は、坑内業務0名、病原体取扱い業務、異常気圧下業務各１名から、粉じん業務30名深夜業務38名まで幅があった（表２）。

対象業務に対する特定業務従事者健診の実施率は、病原体取扱い業務0%、重量物取扱い業務11.8%から深夜業94.7%、異常気圧下業務100%と様々であった。

特定業務従事者健診と特殊健康診断の両健診の対象になっている業務では、特殊健康診断の実施率は、重量物取扱い業務（23.5%）を除くと88.9%以上となり、特定業務従事者健診の実施率以上となった。そのうち特定業務従事者健診のみの実施率は最大で11.1%（有害物取扱い業務）であった。一方、特殊健診の対象となっていない業務では特定業務従事者健診の実施率は、深夜業務94.7%、暑熱業務54.5%、寒冷業務40.0％であった。

健診実施の対象業務であるにも関わらず、特定業務従事者健診も特殊健診を共に実施していない業務は、重量物取扱い業務70.6%、寒冷業務60.0%、暑熱業務45.5%などがあった。

特定業務従事者健診の実施基準は、深夜業務では「過去6か月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事している者」と回答する者が多かったものの、その他の業務では明確となっていなかった。

２．インタビュー調査

　特定業務従事者健診の実施理由として、法令順守という回答が多く、一般定期健診と同じ健診項目では業務の特性に応じた事後措置に活用しにくいとの意見があった（表３）。社内の産業保健スタッフが問診等を実施している場合は、業務内容や作業環境に関して詳細にヒアリングできる場になることや、保健指導の場として活用していた。

特定業務従事者健診と特殊健診の両健診の対象業務であれば特殊健康診断の実施を優先するとの意見があった。

深夜業務に関しては、不規則な生活リズムに伴う、体重、血圧、血糖値、血中脂質等の悪化を確認するため、特定業務従事者健診には一定の有用性があると回答している産業医がいた。

D. 考察　およびE.　結論

特定業務従事者健診の実施率は業務により様々であり、その実施理由として、法令順守が多く、特定業務従事者健診を事後措置等で積極的には活用していない現状が明らかとなった。

特定業務従事者健診と特殊健診の両健診の対象業務では、特殊健診の実施率が総じて高かったものの、重量物取扱い業務の特殊健診実施率は23.5％と低値であった。重量物取扱い業務の特殊健診では、定期実施する際の必須項目として、既往歴及び業務歴の調査と自覚症状の有無の検査があり、これらだけでは、事後措置を検討するに必要な情報が不足していると考えている産業医が多かったためだと考えられる。

一方、深夜業務における特定業務従事者健診の実施率は94.7％と高値であった。特殊健診の対象業務ではないため、特殊健診で代用できないことや、特定業務従事者健診の対象者の選定基準が明らかになっていることがその理由として考えられる。また、深夜業務では体重増加、血圧上昇、耐糖能異常のリスクが上昇することが知られているため、これらの検査を健診項目と含んでいたことも一因として考えられる。

以上より、特定業務従事者健診は、特殊健康診断との役割を明確にした上で、健診結果に基づき、当該業務に起因する作業関連疾患の予防など適切な措置を講じることが可能な健診項目を盛り込むことが望まれる。

F．参考文献

G. 研究発表

平成29年度なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

なし